

ご自由にお持ち帰りください

# みんなで育てよう!

# もりの さがの森林

## もりの森林を未来へつなごう!



### 森林環境税の仕組み

さかの森林を県民みんなで支えていくため、すべての県民に等しく負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法(超過課税)により納めていただいています。

**納税義務者**

**個人** (その年の1月1日現在で)  
 県内に住所がある方  
 県内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷を持っている方  
 ※非課税となる方  
 生活保護法による生活扶助を受けている方、障害者、未成年等で前年所得金額が一定額以下の方など

**法人** 県内に事務所又は事業所を有する法人など

**税率**

**個人** 年額500円(個人県民税均等割額の納税義務者が対象)

**法人** 資本金等の額の区分により1,000円~40,000円が加算されます

**課税期間** 5年間(5年後に効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します)

**個人** 平成25年度~平成29年度

**法人** 平成25年4月1日~平成30年3月31日の間に開始する事業年度分

**税収規模** 約2億4千万円(平年ベース)

**税収の管理** 基金により管理し、「さかの森林再生事業」に使いみちを限定します



〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

詳しくはホームページをご覧ください

佐賀県森林環境税

検索

### お問い合わせ先

- 豊かな森林づくり・税の使いみちに関すること  
 県土づくり本部 森林整備課  
 TEL : 0952-25-7135 FAX : 0952-25-7312  
 mail:sinrinseibi@pref.saga.lg.jp
- 税の仕組みに関すること  
 経営支援本部 税務課  
 TEL : 0952-25-7021 FAX : 0952-25-7294  
 mail:zeimu@pref.saga.lg.jp

## 「佐賀県森林環境税」を活用して 県内各地で森林づくりが進んでいます。



県産木材利用推進プロジェクト  
マスコットキャラクター「モクリン」



平成27年度